

「放射能汚染防止法」を制定する運動への呼びかけ

■福島原発事故により、粉ミルクからもセシウムが検出されるなど、内部被曝の問題が深刻さを増し、多くの市民が放射能の恐怖と不安の中で暮らしています。大量の放射性物質を拡散し、健康や環境に深刻な影響を及ぼす原発事故は、極めて重大な人権侵害です。放射性物質は、最悪の公害物質に他なりません。

■国は、8月26日、福島原発事故によるがれき対処のため「放射能汚染特別措置法」を制定しましたが、放射性物質の定義や排出者責任が盛り込まれておらず、場当たりの対応のため、根本的な問題解決となっておりません。現在の原子力関連の法律は、原子力を推進するために作られた法律であり、原発の安全基準は原発推進という目的の枠内に限定されています。環境・公害関連の法制度において、環境基本法や公害防止など一連の法律がありますが、放射性物質がいずれも「適用除外」され「法の空白」となっています。

■国内にある54基の原発は、いずれ廃炉となります。脱原発とそれに続く放射性廃棄物の処理・処分は、100万年もの間、管理下に置く必要があるなど、放射能汚染との果てしない戦いになります。これ以上、放射能汚染物質を増やさず、今現実には警告されている老朽化、活断層等による原発の事故を阻止し、脱原発を早めるためにも「原発推進」から「汚染防止」の法体系に転換することが急務です。

■このような中、私たちは、子どもたちを放射能の被曝から守り、次世代に持続可能な社会を引き継ぐため、国の放射能汚染に対する抜本的な対策を求め、排出者責任などを盛り込んだ「放射能汚染防止法」制定に向け、『放射能汚染防止法』を制定する札幌市民の会を立ち上げました。学習会や講演会、市民による法案づくりを行い、国会へ法の制定を求めるなど、原発の廃炉をめざし活動をすすめています。2011年12月には、全国会議員721名に対し、「放射能汚染物質法」制定等を求める要請書を提出したところです。

■是非、「放射能汚染防止法」制定に向けた運動の趣旨にご賛同頂き、各地域、各団体で、要請、要望を国や国会議員に対し提出するなど、ともに「原発ゼロ」社会の実現に向け活動をすすめましょう。

2012年1月吉日

連絡先「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

TEL 011-200-2206 FAX 011-200-2207

ホームページ <http://snet21.jp/>

担当・佐藤典子（市民ネットワーク北海道 内）

呼びかけ団体 生活クラブ生活協同組合、NPO法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会、市民ネットワーク北海道、環境市民連絡会・札幌、子どもの未来を守る市民の会、原発公害に取り組む札幌市民の会

※尚、法案づくり等、札幌のみならず各地域から制定運動を拡げるため、当会による「放射能汚染防止法」資料はご自由にご活用下さい。